赤石委員提出資料２

協議離婚したシングルマザーたちの実情
―離婚後等の子どもの養育に関するアンケート調査データから―

石田京子（早稲田大学）
（協力　シングルマザーサポート団体全国協議会）

1.　はじめに

本報告は、シングルマザー等を支援するシングルマザーサポート団体全国協議会（7 月 15 日現在加盟団体 31 団体）が 6 月 22 日～7 月 2 日に各団体の会員に対して実施した、WEB アンケートによる調査から、協議離婚した回答者の回答に着眼して検討したものである[1]。現在、法制審議会において家族法制の見直しが議論されており、離婚法制に関する見直しが行われれば、離婚を経験するすべての当事者が影響を受けることになるものの、離婚の約 9 割を占める協議離婚については必ずしも実情が明らかになっていない。そこで、本調査から、協議離婚者の特徴について検討する。

なお、本調査の対象者は、子どもが 20 歳以下のときに離婚し、現在子どもが 26 歳以下でひとり親（同居親）になってから 10 年以内の人であり、有効回答数としては 2,524 件を得た。図表1に見るように、離婚形態、シングルマザーかシングルファーザーかを回答した回答は全体で 2,218 件あるが、シングルファーザーは全体の件数が 38 件であり、このうち協議離婚をした者も 19 件となるため、以下では特に言及しない限り、調査の対象はシングルマザー（N=2,184）とする。また、以下の分析は離婚形態に回答した回答者のみのデータ分析となるため、既に公表されている第一次とりまとめの単純集計表とは数値が異なることも付記しておく。

図表1　離婚形態と性別のクロス表

		協議離婚	調停離婚	裁判離婚	和解	合計
シングルマザー	N	1034	637	183	330	2184
	%	47.30%	29.20%	8.40%	15.10%	100.00%
シングルファーザー	N	19	6	2	7	34
	%	55.90%	17.60%	5.90%	20.60%	100.00%
合計	N	1053	643	185	337	2218
	%	47.50%	29.00%	8.30%	15.20%	100.00%

また、厚生労働省による「令和 4 年度「離婚に関する統計」の概況　人口動態統計特殊報告」によれば、令和 2 年の協議離婚の割合は 88.3%であるが、本調査の回答者では、協議離婚をした者は全体の 47.5%であり、政府による統計よりも裁判所を通じた離婚（調停離婚、裁判離婚、和解）を経験した回答者の割合が大きいことにも留意が必要である。

[1] 調査全体の結果については、既に令和 4 年 7 月 19 日に開催された法制審議会家族法制部会第 18 回においてその第一次取りまとめ結果が報告されている。

2. 調査に表れる協議離婚をしたシングルマザー当事者属性

図表 2、図表3は、離婚形態と回答者年齢、就労年収について、シングルマザーを対象にクロス表にしたものである。既に述べた通り、本調査の対象者は「現在子どもが 26 歳以下でひとり親(同居親)になってから10年以内の人」であるため、離婚経験者全体を代表するものではない。調査サンプルの中では、協議離婚の形態に関わらず、30代、40代が回答者の8割以上を占める。また、就労年収については、離婚形態に関わらず、「就労収入なし」が 6-7%おり、100 万円未満が約 20%、100-150 万未満が約 20%、さらに 150-200 万円未満が 15%程度と、全体的に就労年収が低いことが目を引く。このように、回答者のフェイスシートからは離婚形態による大きな違いは見られない。

図表2 離婚形態と年齢のクロス表(シングルマザーのみ)

		20代まで	30代	40代	50歳以上
協議離婚	N	41	372	508	113
	%	4.00%	36.00%	49.10%	10.90%
調停・裁判・和解による離婚	N	50	404	564	132
	%	4.30%	35.10%	49.00%	11.50%
合計	N	91	776	1072	245
	%	4.20%	35.50%	49.10%	11.20%

図表3 離婚形態と 2021 年の就労年収のクロス表(シングルマザーのみ)

		就労収入無し	100万円未満	100-150万円未満	150-200万円未満	200-250万円未満	250-300万円未満	300-400万円未満	400万円以上	わからない・その他
協議離婚	N	63	201	214	155	150	101	79	62	7
	%	6.1%	19.5%	20.7%	15.0%	14.5%	9.8%	7.7%	6.0%	0.7%
調停・裁判・和解による離婚	N	87	240	228	179	144	82	101	84	4
	%	7.6%	20.9%	19.8%	15.6%	12.5%	7.1%	8.8%	7.3%	0.3%
合計	N	150	441	442	334	294	183	180	146	11
	%	6.9%	20.2%	20.3%	15.3%	13.5%	8.4%	8.3%	6.7%	0.5%

3. 離婚に至った理由、DV・虐待の有無

(1) 離婚に至った理由

図表4は、離婚に至った理由について、協議離婚グループで選択者が多かった項目順に並べ替えを行ったものである(シングルマザーのみ、複数回答で3つまで)。ハイライト部分は、離婚形態によって回答に有意な差があった項目を示している[2]。「性格不一致」、「浪費」は協議離婚の方が多く、「精神的虐待」、「暴力」は調停・裁判・和解による離婚の方が多い。ただし、注目すべきは、「子どもに悪影響」(質問フォームでは「子どもによくない影響がある」)については、離婚形態に差が無く、かつ、両方の

[2] 以下では特段の記述のないかぎり、「有意な差」とは、χ二乗検定において 5%水準で有意な差の認められた部分を意味する。

グループで選択した者が最も多かった（36.6%）。また、「精神的虐待」は協議離婚した回答者の中でも 3 割以上が選択しており、「暴力」も 18.1%であった。協議離婚をした回答者でも、DV を主要な理由として離婚した者が相当数いたことが分かる。

図表4　離婚理由と離婚形態のクロス表（シングルマザーのみ、複数回答3つまで）

	協議離婚		調停・裁判・和解による離婚	
	N	%	N	%
子どもに悪影響	378	36.6%	434	37.8%
性格不一致	**363**	**35.1%**	318	27.7%
浪費	**344**	**33.3%**	273	23.7%
精神的虐待	322	31.2%	**491**	**42.7%**
相手に異性関係	267	25.8%	256	22.3%
生活費渡されず	248	24.1%	294	25.6%
暴力	187	18.1%	**328**	**28.5%**
家庭を顧みない	169	16.4%	167	14.5%
飲酒	130	12.6%	128	11.1%
家族親族と折り合えない	120	11.6%	165	14.4%
その他	86	8.3%	96	8.4%
性的不調和	82	7.9%	104	9.0%
自身に離婚する意思なし	45	4.4%	49	4.3%
相手の病気	42	4.1%	43	3.7%
同居応じず	8	0.8%	14	1.2%

図表5　子どもへの悪影響の具体的内容（シングルマザーのみ、複数回答）

	協議離婚		調停・裁判・和解による離婚	
	N	%	N	%
親同士の対立	205	54.5%	**275**	**63.7%**
性格や価値観	184	48.9%	239	55.3%
暴力を子が目撃	180	47.9%	**265**	**61.3%**
子育て参加しない	176	46.8%	183	42.4%
教育方針の相違	116	30.9%	**169**	**39.1%**
子への虐待	113	30.1%	**160**	**37.0%**
生活スタイル不健康	92	24.5%	109	25.2%
相手の親や親族	88	23.4%	103	23.8%
破産	77	20.5%	52	12.0%
精神疾患	70	18.6%	73	16.9%
犯罪を犯す	38	10.1%	35	8.1%
その他	32	8.5%	41	9.5%
反社	4	1.1%	5	1.2%

図表5は、離婚理由として「子どもへの悪影響」を選択した回答者を対象に、その具体的内容について複数回答で尋ねた問いの回答を、協議離婚グループで数の多い順に並べ替えたものである。ハ

イライト部分は、いずれも調停・裁判・和解による離婚のグループの方が協議離婚グループよりも有意に多かった。もっとも、協議離婚のグループでも「暴力を子が目撃」に 47.9%、「子への虐待」は 30.1%がチェックを入れている。協議離婚の当事者においても、子どもの面前での DV や、子どもへの虐待を経験して離婚している者が少なからず存在することに注意が必要である。

（2） DV・虐待状況

図表6は、DV や虐待の経験について尋ねた問いの回答を離婚形態別に示したものである。「あった」は、「1－2 度ある」「何度も」を合計した数である。DV状況を離婚形態ごとに見てみると、調停・裁判・和解による離婚をした回答者の方が、全体的に DV 経験について「何度もあった」と答える者が多く、結果的に「あった」も協議離婚した者と比較して多い傾向がある。しかしながら、協議離婚をした回答者でも、「侮辱」、「病気の時も家事」、「怒鳴るなどの脅し」、「無視」は 6 割を超える者が「あった」と回答しており、性的DVの経験者も 3 割を超える。協議離婚をした者も何らかのDVを経験した者が相当数含まれていることがわかる。

そして、DVを受けた影響としては、協議離婚をした回答者のうち、「離婚別居を考える」が 89.2%、「心身の不調」が 82.4%、「不眠」が 68.3%、「死にたい」「フラッシュバック」はいずれも 50%を超えるものが「当てはまる」と回答した。離婚の形態にかかわらず、DV 経験が当事者に深刻な心身の影響をもたらすことが本調査でも示された。

図表6 DV経験（シングルマザーのみ）

	協議離婚						調停・裁判・和解による離婚					
	1-2度ある		何度も		あった		1-2度ある		何度も		あった	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
侮辱・自尊心傷つける	152	14.7%	546	52.8%	698	67.5%	128	11.1%	**757**	**65.8%**	**885**	**76.9%**
病気の時も家事	218	21.1%	446	43.1%	664	64.2%	220	19.1%	**611**	**53.1%**	**831**	**72.2%**
怒鳴る、など脅し	185	17.9%	478	46.2%	663	64.1%	175	15.2%	**660**	**57.4%**	**835**	**72.6%**
無視	170	16.4%	488	47.2%	658	63.6%	165	14.3%	**682**	**59.3%**	**847**	**73.6%**
家計費不払い	163	15.8%	409	39.6%	572	55.4%	175	15.2%	**572**	**49.7%**	**747**	**64.9%**
「誰のおかげで食べられる」	195	18.9%	362	35.0%	557	53.9%	184	16.0%	**554**	**48.2%**	**738**	**64.2%**
監視	135	13.1%	279	27.0%	414	40.1%	169	14.7%	**388**	**33.7%**	**557**	**48.4%**
浮気疑われる	189	18.3%	207	20.0%	396	38.3%	209	18.2%	242	21.0%	451	39.2%
異性と話すと怒る	171	16.5%	189	18.3%	360	34.8%	190	16.5%	253	22.0%	443	38.5%
望まないセックス	170	16.4%	181	17.5%	351	33.9%	172	15.0%	**261**	**22.7%**	433	37.7%
実家親族つきあい制限	160	15.5%	169	16.3%	329	31.8%	187	16.3%	**331**	**28.8%**	**518**	**45.1%**
性的屈辱	154	14.9%	173	16.7%	327	31.6%	198	17.2%	**256**	**22.3%**	**454**	**39.5%**
友達付き合い制限	151	14.6%	161	15.6%	312	30.2%	193	16.8%	**287**	**25.0%**	**480**	**41.8%**
大切な人を傷つけると脅し	128	12.4%	176	17.0%	304	29.4%	148	12.9%	**297**	**25.8%**	**445**	**38.7%**
蹴る	159	15.4%	121	11.7%	280	27.1%	212	18.4%	**187**	**16.3%**	**399**	**34.7%**
殴る	159	15.4%	101	9.8%	260	25.2%	184	16.0%	**177**	**15.4%**	**361**	**31.4%**
髪の毛掴む・引っ張る	141	13.6%	115	11.1%	256	24.7%	176	15.3%	**175**	**15.2%**	**351**	**30.5%**
首をしめた・しめようとした	132	12.8%	65	6.3%	197	19.1%	**203**	**17.7%**	76	6.6%	**279**	**24.3%**
刃物を使う、使うと脅す	92	8.9%	40	3.9%	132	12.8%	**142**	**12.3%**	64	5.6%	**206**	**17.9%**
正座・説教	66	6.4%	50	4.8%	116	11.2%	117	10.2%	**114**	**9.9%**	**231**	**20.1%**
窒息やけど	40	3.9%	27	2.6%	67	6.5%	**74**	**6.4%**	34	3.0%	**108**	**9.4%**

（3） 子どもへの虐待

図表7は、「お子さんはあなたの元配偶者/パートナーから、同居中に虐待や、下記に示す行為を受けたことがありますか？」という問いに対する、協議離婚をした回答者の問いをまとめたものである。子どもに対する「1 日以上, 食事をさせてもらえなかったり, 長時間戸外などに放置されたり, その他保護者として問題があるような行為」について、協議離婚した回答者の 11.9%（調停・裁判・和解による離婚では 19.8%）があったと答えており、さらに 4.2%（調停・裁判・和解による離婚では 6.9%）については「何度もあった」と答えている。「性的な接触やわいせつな行為」も全体の 3.2%（調停・裁判・和解による離婚では 5.2%）があったと回答している。さらに、「傷つくようなことを繰り返して言ったり, ずっと無視したり, きょうだいと差別したりする」、「その他、虐待にあたるのではないかと思うこと」については、回答者の約 3 分の 1（調停・裁判・和解による離婚ではそれぞれ、37.2%、44.0%）があったと回答している。いずれの項目についても、調停・裁判・和解による離婚の方が「あった」との回答が有意に多かったが、協議離婚した者の子についても虐待があったケースが一定程度存在することがうかがわれる。

図表7 子どもの虐待（協議離婚のシングルマザーのみ）

	協議離婚(N=873)							
	1,2度あった		時々あった		何度もあった		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%
1日以上, 食事をさせてもらえなかったり, 長時間戸外などに放置されたり, その他保護者として問題があるような行為	32	3.7%	35	4.0%	37	4.2%	104	11.9%
性的な接触やわいせつな行為	17	1.9%	4	0.5%	7	0.8%	28	3.2%
傷つくようなことを繰り返して言ったり, ずっと無視したり, きょうだいと差別したりする	50	5.7%	112	12.8%	126	14.4%	288	32.9%
その他、虐待にあたるのではないかと思うこと	78	8.9%	114	13.1%	111	12.7%	303	34.7%

4. 元配偶者との現在の関係・養育費受け取り状況・面会交流実施状況

（1） 元配偶者との現在の関係

図表 8 は、元配偶者との現在の関係についてたずねた問いの答えを離婚形態別にクロス表で示したものである。ハイライトした部分が、離婚形態により有意な差のあった部分である。協議離婚をした回答者の方が調停・裁判・和解による離婚をした回答者よりも「数年間連絡を取っていない」者は 3.4 ポイント少なく、反対に「必要最小限のやり取りのみ」行う者が 5.9 ポイント多かった。回答者全体において、数年間連絡を取らないか、必要最小限のやり取りのみをしている回答者が約 8 割を占める。

協議離婚でも裁判離婚でも、「子育てに関しては十分に協力」「子育て以外のことでもよく連絡をとりあう」にチェックをいれた、子育てに関して協力できコミュニケーションを取っていることがうかがわれる者もいるが、回答者全体の5%未満であり、「子どものことで話し合いをすることがある」を入れても 10%程度であることがわかる。

図表8　元配偶者との現在の関係

		数年間連絡を取っていない	必要最小限のやり取りのみ	子どものことで話し合いをすることがある	子育てに関しては十分に協力	子育て以外のことでもよく連絡をとりあう	その他
協議離婚	N	422	**446**	**61**	31	9	65
	%	40.8%	**43.1%**	**5.9%**	3.0%	0.9%	6.3%
調停・裁判・和解による離婚	N	**507**	427	40	21	14	139
	%	**44.2%**	37.2%	3.5%	1.8%	1.2%	12.1%
合計	N	929	873	101	52	23	204
	%	42.6%	40.0%	4.6%	2.4%	1.1%	9.3%

（2）　養育費の取り決め・受け取り状況

図表9は、養育費の取り決め状況について、離婚形態別でクロス表にまとめたものである。養育費の取り決め状況については、協議離婚した回答者グループは「取り決めがある」と答えた回答者が58.5%である一方、「取り決めはない」と答えた回答者が 30.6%であった。この二つのカテゴリと「その他」について、調停・裁判・和解による離婚をした回答者との間で有意な差が認められた。やはり裁判所が介入する形で離婚をした、調停・裁判・和解による離婚をした回答者グループの方が、養育費の取り決めのある者が多い。

図表9　養育費の取り決め状況

		取決めがある	取決めはない	わからない	その他	合計
協議離婚	N	605	**316**	36	**77**	1034
	%	58.5%	**30.6%**	3.5%	**7.4%**	100.0%
調停・裁判・和解による離婚	N	**866**	199	34	51	1150
	%	**75.3%**	17.3%	3.0%	4.4%	100.0%
合計	N	1471	515	70	128	2184
	%	67.4%	23.6%	3.2%	5.9%	100.0%

他方、図表 10 は養育費の受け取り状況について離婚形態別にクロス表で示したものだが、協議離婚した回答者は、37%が養育費を定期的に受け取っている一方で、39.5%は全く支払われていない。調停・裁判・和解による離婚と統計的に異なるのは、この 2 カテゴリである。すなわち、調停・裁判・和解による離婚をした回答者グループの方が、養育費を定期的に受け取っている者が多い。しかし、調停・裁判・和解による離婚をした者のうち、75.3%が養育費の取り決めをしているものの、定期的に受け取っているのは 45.8%であり、その差は大きい。

図表 10　養育費受け取り状況（シングルマザーのみ）

		定期的に支払われている	不定期だが支払われている	ほとんど支払われていない	全く支払われていない	その他	合計
協議離婚	N	383	109	69	**408**	65	1034
	%	37.0%	10.5%	6.7%	**39.5%**	6.3%	100.0%
調停・裁判・和解による離婚	N	**527**	137	74	346	66	1150
	%	**45.8%**	11.9%	6.4%	30.1%	5.7%	100.0%
合計	N	910	246	143	754	131	2184
	%	41.7%	11.3%	6.5%	34.5%	6.0%	100.0%

図11は、「養育費の不払いがあった時、あなたは養育費を支払ってもらうために、何らかの対処をしましたか？（複数回答）」との質問に対する問いのクロス表である。メール等通信手段を用いた連絡は協議離婚をした回答者グループの方が多く（46.8%）、裁判所の履行勧告や差し押さえは調停・裁判・和解による離婚をした回答者グループの方が有意に多かった（18.6%）。協議離婚をした者は、養育費の不払いがあっても、裁判所を通じた対処行動はあまり取ろうとしないことがうかがえる。

図表11　養育費の不払いがあったときに対処したこと（シングルマザーのみ、複数回答）

		メール・LINE・手紙・電話等の手段を使って支払うように連絡を行った	裁判所からの履行勧告を行った	差し押さえを行った	その他
協議離婚	N	**191**	19	9	219
	%	**46.8%**	4.7%	2.2%	53.7%
調停・裁判・和解による離婚	N	146	**69**	**25**	186
	%	39.5%	**18.6%**	**6.8%**	50.3%
合計	N	337	88	34	405
	%	43.3%	11.3%	4.4%	52.1%

「あなたは養育費に関する取り決めについて、納得していますか？」の問いに対しては、協議離婚をした回答者グループの方が納得している者の割合が高かった（図表12参照）。この結果をもう少し詳しく見てみると、養育費が定期的に支払われている回答者群の中でも、協議離婚した回答者グループの方が納得している者が多いことが分かった（協議離婚グループで 42.9%に対し、調停・裁判・和解による離婚グループで 28.6%）。協議離婚の中には、互いに納得できる内容で養育費の取り決めをした上で離婚に至っている者も一定程度いる一方で、ほぼ同じ割合で納得していない内容の養育費の取り決めをして離婚をしている者もいた。他方、調停・裁判・和解による離婚の回答者では、約75%が養育費の取り決めをしていたが、このうちの半数は取り決めの内容に納得していないと答えた。

図表12　養育費の取り決めに納得しているか（シングルマザーのみ）

		納得している	納得していない	どちらともいえない	合計
協議離婚	N	**231**	229	145	605
	%	**38.2%**	37.9%	24.0%	100.0%
調停・裁判・和解による離婚	N	221	**437**	208	866
	%	25.5%	**50.5%**	24.0%	100.0%
合計	N	452	666	353	1471
	%	30.7%	45.3%	24.0%	100.0%

図表13は、養育費について取り決めのない回答者に複数回答でたずねた、養育費を取り決めなかった理由について、協議離婚グループで回答が多かった項目順に並べ替えて示したものである。養育費を取り決めなかった理由については、離婚形態による違いが確認されなかった。離婚形態に関わらず、「相手と関わりたくないから」がトップであり、全体の約 55%を占めた。また、「相手に支払い能力が無いと思ったから」「相手に支払い意思が無いと思ったから」はいずれも 40%を超えた。さらに、「相手から精神的・身体的暴力を受けたから」も 30%を超える回答者が肯定している。養育費について取り決めなかった理由は、協議離婚、調停・裁判・和解による離婚いずれの回答者もほぼ同

じような傾向の回答を示している。

図表13　養育費について取り決めなかった理由（シングルマザーのみ、複数回答）

		協議離婚	調停・裁判・和解による離婚	合計
相手と関わりたくないから	N	180	108	288
	%	57.0%	54.3%	55.9%
相手に支払い能力が無いと思ったから	N	139	72	211
	%	44.0%	36.2%	41.0%
相手に支払い意思ないと思ったから	N	128	91	219
	%	40.5%	45.7%	42.5%
相手から精神的・身体的暴力を受けたから	N	95	69	164
	%	30.1%	34.7%	31.8%
交渉したがまとまらなかった	N	80	45	125
	%	25.3%	22.6%	24.3%
取り決めの交渉が煩わしい	N	67	41	108
	%	21.2%	20.6%	21.0%
相手と連絡取れないから	N	39	33	72
	%	12.3%	16.6%	14.0%
交渉中/交渉予定	N	13	4	17
	%	4.1%	2.0%	3.3%
収入十分あるから	N	4	3	7
	%	1.3%	1.5%	1.4%
請求できると知らなかった	N	4	7	11
	%	1.3%	3.5%	2.1%
子を引き取ったほうが負担するものと思っていた	N	4	6	10
	%	1.3%	3.0%	1.9%
その他	N	23	20	43
	%	7.3%	10.1%	8.3%

（3）　面会交流実施状況

図表 14 は、面会交流実施状況について、離婚形態別にクロス表で示したものである。有意な差が認められた部分をハイライトで示している。一見して、離婚形態により状況が異なることがわかる。「取り決めがあり、その通りに行なわれている」のは、調停・裁判・和解による離婚をした回答者グループの方が多いが、グループ全体の 13.4%に過ぎない。他方で、「取り決めがあるが、その通りに行なわれていない」「取り決めがあり、途中まで行なわれていたがある時期から途絶えた」についても調停・裁判・和解による離婚をした回答者グループの方が多く（グループ全体の 25.9%）、裁判所などで取り決めをしても、結局その通りに行われない当事者も多いことがわかる。他方、「取り決めはないが面会交流は行なわれている」「取り決めはないが、少しだけ面会交流をしたことがある」は協議離婚した回答者グループの方が多い（グループ全体の 25.6%）。結局、離婚形態や取り決めのあるなしに関わらず「面会交流を（ほぼ）行っている」と答えた回答者は約 35%、取り決めがあってもその通りに行なわれなかったり、取り決めもなく現在行われていないと答えた回答者は約 65%であることがわかる。今後面会交流のルールを取り決めても、結局同じように、その通りの実施がなされなかったり、途中で途絶える当事者も相当数現れることを念頭に置いた制度設計の検討が必要であろう。

図表 14　面会交流実施状況（シングルマザーのみ）

		取決めがあり、その通りに行われている	取決めがあり、その通りにほぼ行なわれている	取決めがあるが、その通りに行なわれていない	取決めがあり、途中まで行なわれていたがある時期から途絶えた	取決めはないが面会交流は行なわれている	取決めはないが、少しだけ面会交流をしたことがある	取決めはなく、面会交流もおこなわれていない	Total
協議離婚	N	89	120	109	64	**149**	**116**	387	1034
	%	8.6%	11.6%	10.5%	6.2%	**14.4%**	**11.2%**	37.4%	100.0%
調停・裁判・和解による離婚	N	**154**	121	**194**	**103**	107	73	398	1150
	%	**13.4%**	10.5%	**16.9%**	**9.0%**	9.3%	6.3%	34.6%	100.0%
合計	N	243	241	303	167	256	189	785	2184
	%	11.1%	11.0%	13.9%	7.6%	11.7%	8.7%	35.9%	100.0%

図表15は、面会交流についてどのように感じているかを複数回答でたずねた問いについて、離婚形態別にクロス表で示した表である。この問いについても、協議離婚をした回答者グループと調停・裁判・和解による離婚をした回答者グループとで顕著な差が出た。「子どもの成長に良い影響を与えている」は協議離婚グループに多い（協議離婚グループで 43.6%、調停・裁判・和解による離婚グループで 35.6%）が、「子どもの成長に悪い影響を与えている」（協議離婚グループで10. 6%、調停・裁判・和解による離婚グループで16. 0%）、「子どもにとって負担、できればやめたい」（協議離婚グループで9. 8%、調停・裁判・和解による離婚グループで19. 4%）は調停・裁判・和解による離婚をした回答者グループに多い。また、いずれのグループにおいても、25%を超える割合で、「相手に養育費を支払わせるために、しかたなく」と答えており、「自分にとって負担、できればやめたい」も協議離婚グループで 25.4%、調停・裁判・和解による離婚グループで 31.4%を占めた。

図表15　面会交流についてどのように感じているか（シングルマザーのみ、複数回答）

		子どもの成長に良い影響を与えている	子どもの成長に悪い影響を与えている	相手に養育費を支払わせるために、しかたなく	自分にとって負担、できればやめたい	子どもにとって負担、できればやめたい	どちらともいえない	その他
協議離婚	N	**156**	38	97	91	35	76	48
	%	**43.6%**	10.6%	27.1%	25.4%	9.8%	21.2%	13.4%
調停・裁判・和解による離婚	N	136	**61**	101	120	**74**	61	69
	%	35.6%	**16.0%**	26.4%	31.4%	**19.4%**	16.0%	18.1%
合計	N	292	99	198	211	109	137	117
	%	39.5%	13.4%	26.8%	28.5%	14.7%	18.5%	15.8%

ここで、「面会交流が子どもに良い影響を与えている」と答えた回答者がどのような回答者であるかを検討するため、「面会交流が子どもに良い影響を与えている」と答えた回答者のみを抽出し、面会交流の状況の離婚形態ごとに示したものが、図表16である。「取り決めがあり、その通りに行われている」回答者は、調停・裁判・和解による離婚グループの方が多かった（同グループで 36.8%、協議離婚グループで 23.1%）。他方、協議離婚グループでは、「取り決めはないが面会交流は行われている」が 46.2%を占めた。そもそも、図表 15 で示した通り、協議離婚グループでは、面会交流が行われているグループ全体の 4 割を超える回答者が子どもへの良い影響を肯定している。

他方、調停・裁判・和解による離婚をした回答者グループでも、面会交流の子どもへの良い影響を肯定する回答者は、「取り決めはないが面会交流は行われている」者の方が、「取り決めがあり、その通りに行われている」者よりもやや多かった。因果関係からすると、おそらく、子どもの成長に良い影響を与えているから、取り決めのあるなしに関わらず、また、離婚形態に関わらず、面会交流が実施

されているとみる方が自然であろう。

図表 16 「面会交流が子どもに良い影響を与えている」と回答した回答者の面会交流の状況と離婚形態（シングルマザーのみ）

		取決めがあり、その通りに行われている	取決めがあり、その通りにほぼ行なわれている	取決めはないが面会交流は行なわれている	Total
協議離婚	N	36	48	72	156
	%	23.1%	30.8%	46.2%	100.0%
調停・裁判・和解による離婚	N	**50**	35	51	136
	%	**36.8%**	25.7%	37.5%	100.0%

他方で、養育費の取り決め状況、養育費の支払い状況と、面会交流が子どもの成長に良い影響を与えているかどうかの回答との間に、統計的な関係は確認されなかった（図表17参照）。また、協議離婚をしたグループについては、「面会交流が子どもの成長に悪い影響を与えている」についても、養育費の取り決め状況、支払い状況との間に相関は確認されなかった（調停・裁判・和解による離婚をした回答者では、取り決め状況が「わからない」と答えた回答者群の中に、面会交流が子どもの成長に悪い影響を与えていると答えた者が有意に多かった）。

つまり、養育費を取り決めたり実施していると、面会交流についても子どもに良い影響がある、というような関係は認められず、相互は独立した問題のようである。そうすると、政策的には、子どもの最善の利益を考慮した、あるべき養育費の規律と、あるべき面会交流の規律とで、優先順位を付けてそれぞれ独立して検討していくことも合理的な選択肢ということになる。

図表17 「面会交流の良い影響」と養育費取り決め状況、養育費支払い状況とのクロス表、離婚形態別（シングルマザーのみ）

				養育費取決め状況				養育費支払状況				
				取決めがある	取決めはない	わからない	その他	定期的に支払われている	不定期だが支払われている	ほとんど支払われていない	全く支払われていない	その他
協議離婚	面交交流の良い影響	チェックあり	N	112	34	6	4	86	20	14	26	10
			%	71.8%	21.8%	3.8%	2.6%	55.1%	12.8%	9.0%	16.7%	6.4%
		チェックなし	N	138	44	3	17	102	25	11	46	18
			%	68.3%	21.8%	1.5%	8.4%	50.5%	12.4%	5.4%	22.8%	8.9%
調停・裁判・和解による離婚	面交交流の良い影響	チェックあり	N	119	12	2	3	96	17	6	12	5
			%	87.5%	8.8%	1.5%	2.2%	70.6%	12.5%	4.4%	8.8%	3.7%
		チェックなし	N	206	26	9	5	156	28	17	32	13
			%	83.7%	10.6%	3.7%	2.0%	63.4%	11.4%	6.9%	13.0%	5.3%

面会交流が取り決め通りに行われていない理由（複数回答）については、「相手が再婚（交際相手ができ）、希望しなくなった」のみ、協議離婚グループでの肯定の方が多かったが、それ以外の項目については、離婚形態による回答の差は認められなかった（図表18参照）。離婚形態に関わらず、「相手が取り決め後何も言ってこない」が圧倒的に多い（協議離婚グループで 43.0%、調停・裁判・和解による離婚グループで 38.3%）。その次に多いのは、「面会交流が適切でなく、悪影響があると思ったから」であった（協議離婚グループで23.1%、調停・裁判・和解による離婚グループで19.6%）。これらの当事者に面会交流を義務付けて、果たして実効性があるのか、また、子どもの最善の利益になるのかは定かでなく、より慎重な検討が必要であろう。

図表 18　取り決め通りに面会交流が行われていない理由（複数回答、シングルマザーのみ）

	協議離婚		調停・裁判・和解による離婚	
	N	%	N	%
相手が取り決め後何も言ってこない	74	43.0%	113	38.3%
面会交流が適切でなく、悪影響があると思ったから	40	23.1%	58	19.6%
相手が再婚（交際相手ができ）、希望しなくなった	**29**	**16.8%**	27	9.1%
相手の思い通りの内容でないため、実行してこない	24	14.0%	37	12.5%
相手が遠方や多忙で、やむをえずできていない	21	12.1%	48	16.2%
子が嫌がって、面会交流に連れて行けないから	21	12.1%	51	17.2%
決めたルールが子にあっていない	17	9.8%	30	10.1%
子どもが成長し部活や学校行事等の理由で日程があわなくなった	15	8.7%	34	11.5%
自分の再婚	0	0.0%	1	0.3%
その他	45	26.0%	88	29.7%

図表 19 は、面会交流が取り決め通りに行われていないことについての相手からのリアクションをたずねた問いについて、離婚形態ごとに示したものである（複数回答）。まず、協議離婚グループの方が「リアクションはなかった」が有意に多いが、全体としてこの回答が圧倒的に多い（協議離婚グループで 62.7%、調停・裁判・和解による離婚グループで 49.6%）。

協議離婚した回答者グループでは、面会交流について何らかの取り決めがあったと答えたのが 36.9%であったが、その約半数は現在面会交流が行われておらず、さらにそのうち 43.0%は相手が取り決め後何も言ってこないため実施されておらず、62.7%は面会交流が行われていないことについてリアクションもない、という実態が明らかになった。他方、「子どもが嫌がるのはお前が言わせている」というリアクションは調停・裁判・和解による離婚グループの方が 10 ポイント近く多かった。

図表 19　相手からのリアクション（複数回答、シングルマザーのみ）

	協議離婚		調停・裁判・和解による離婚	
	N	%	N	%
リアクションはなかった	**96**	**62.7%**	129	49.6%
その他	29	19.0%	64	24.6%
養育費を止めるぞと言われた	13	8.5%	29	11.2%
罵詈雑言のメールなどがくる	12	7.8%	26	10.0%
「子どもが嫌がるのはお前が言わせている」	12	7.8%	**45**	**17.3%**
事情理解してくれた	7	4.6%	14	5.4%
再調停が申し立てられた	5	3.3%	16	6.2%
間接強制の申立てがされた	2	1.3%	6	2.3%

図表 20 は、面会交流の取り決め方法について、離婚形態ごとにクロス表で示したものである。また、図表21は、面会交流に納得しているかどうかを離婚形態ごとに示している。それぞれ、離婚形態による有意な差が認められた。協議離婚グループでは、口約束が 21.1%、公正証書が 55.8%であり、全体の 75%以上を占める。他方、調停・裁判・和解による離婚グループでは調停が 65%、審判が 14.1%であり、裁判所の関与のもとでの面会交流の取り決めが約 80%を占めた。

もっとも、面会交流の取り決めへの納得は、協議離婚グループの方が「納得している」と答えた者が多く、全体の 50%を超える。調停・裁判・和解による離婚グループでは、39.9%が納得していないと答えた。協議離婚グループの中で、取り決め方法によって取り決め内容に納得している者の割合が異なるかどうかをクロス分析したが、有意な差は認められなかった。ただし、公正証書によって取り決めた者の中で「納得している」と答えた者が 56.1%と比較的多かった。これも因果関係としては、納得して協議をした結果として公正証書の作成に至ったとみる方が自然だろう。

図表 20　面会交流の取り決め方法(シングルマザーのみ)

		口約束	公正証書	調停	審判	その他	合計
協議離婚	N	**80**	**212**	29	2	**57**	380
	%	**21.1%**	**55.8%**	7.6%	0.5%	**15.0%**	100.0%
調停・裁判・和解による離婚	N	34	62	**369**	**80**	23	568
	%	6.0%	10.9%	**65.0%**	**14.1%**	4.0%	100.0%
合計	N	114	274	398	82	80	948
	%	12.0%	28.9%	42.0%	8.6%	8.4%	100.0%

図表 21　面会交流の取り決めに納得しているか

		納得している	納得していない	わからない	合計
協議離婚	N	**189**	106	87	382
	%	**49.5%**	27.7%	22.8%	100.0%
調停・裁判・和解による離婚	N	224	**228**	119	571
	%	39.2%	**39.9%**	20.8%	100.0%
合計	N	413	334	206	953
	%	43.3%	35.0%	21.6%	100.0%

図表22は、面会交流を実施している者の面会交流の頻度を離婚形態ごとにクロス表で示したものである。年 3-6 回のカテゴリは、調停・裁判・和解による離婚グループの方が有意に多く(協議離婚グループの 7.1%、調停・裁判・和解による離婚グループの 13.1%)、反対に年 25 回以上は協議離婚グループの方が多かった(協議離婚グループの 6.0%、調停・裁判・和解による離婚グループの 2.8%)。協議離婚した回答者グループの約 15%については、面会交流を年 13 回以上(6%については年 25 回以上)実施しており、離婚後も子どもと頻繁に面会する関係が継続している者が一定程度いることがうかがわれる。協議離婚した回答者グループのうち、面会交流の取り決めに「納得している」と答えたグループでは、年 13 回以上の面会を実施している者が約 20%であった。協議離婚をした当事者の一部については、離婚後も元配偶者と円滑なコミュニケーションがとれ、子どもと非監護親との間でも良好な親子関係が継続していることがうかがわれる。

図表 22　面会交流の頻度(シングルマザーのみ)

		年2回以下	年3-6回	年7-12回	年13-24回	年25回以上	その他	Total
協議離婚	N	21	27	191	37	**23**	83	382
	%	5.5%	7.1%	50.0%	9.7%	**6.0%**	21.7%	100.0%
調停・裁判・和解による離婚	N	37	**75**	274	45	16	125	572
	%	6.5%	**13.1%**	47.9%	7.9%	2.8%	21.9%	100.0%
合計	N	58	102	465	82	39	208	954
	%	6.1%	10.7%	48.7%	8.6%	4.1%	21.8%	100.0%

図表 23 は、面会交流の取り決めをしなかった回答者に対し、その理由を複数回答でたずねた問いについて、離婚形態別に示したものである。離婚形態にかかわらず、「相手が子どもに関心なし」「相手が言ってこない」が上位 2 位となった。他方、「とにかく早く離婚したかったから」は協議離婚グループの方が多く（協議離婚グループで 26.7%、調停・裁判・和解による離婚グループで 16.8%）、「DV で居場所を隠し、連絡しないようにしているから」、「その他」は調停・裁判・和解による離婚グループの方が多かった。回答者全体の約 3 割が、相手が子どもに関心がない、または相手が面会交流について言ってこなかったために取り決めをしなかった、と答えている点については、面会交流を義務付けた場合の実効性との関係で、慎重に検討する必要がありそうである。

図表 23 取り決めをしなかった理由（複数回答、シングルマザーのみ）

	協議離婚		調停・裁判・和解による離婚	
	N	%	N	%
相手が子どもに関心なし	218	33.4%	179	31.0%
相手が言ってこない	194	29.8%	182	31.5%
とにかく早く離婚したかったから	**174**	**26.7%**	97	16.8%
会うことは子どものためにならない	161	24.7%	154	26.6%
自分はしたくない	135	20.7%	113	19.6%
子どもが会いたくないと言っていたから	107	16.4%	112	19.4%
取り決めなくても会える	99	15.2%	75	13.0%
DVで居場所を隠し、連絡しないようにしているから	90	13.8%	**135**	**23.4%**
取り決めをする必要性を認識していなかった	80	12.3%	56	9.7%
その他	79	12.1%	**101**	**17.5%**

5. 今般の離婚法制改正議論について

（1） 協議離婚における取り決め要件化・法定養育費について

本調査では、現在法制審議会で検討されている幾つかの論点についても、意見をたずねている。協議離婚した回答者に対してたずねた、*「今まで協議離婚は親権を決めることで離婚届を出すことができていましたが、現在法制審議会では、協議離婚のときにも監護者、面会交流、養育費等について取り決めることを協議離婚の要件とする案があります。これについてあなたはどのように思いますか？」*との問いについては、「賛成」42.7%、「反対」16.9%、「わからない」40.4%であった。一見、「賛成」と「わからない」で二分されているようにも見えるが、この回答は当然のことながら、自身の協議離婚経験がどのようなものであったかが大きな影響を与えている。図表 24 は、この評価を自身の養育費の取り決めおよび面会交流の取り決めにそれぞれ納得しているかどうかの回答とクロス集計して示したものである。やはり、自身の養育費や面会交流の取り決めに納得しているグループの方が、協議離婚の要件付けにも賛成していることがわかる。ただし、自身の養育費の取り決め、面会交流の取り決めに納得していない場合であっても、協議離婚への要件付けに賛成する者はそれぞれ47.6%、47.6%であり、何らかの要件付けに賛成している当事者が全体として多いこともわかる。

図表 24　協議離婚要件付けへの賛否と自身の取り決めに対する納得（シングルマザーのみ）

			養育費取決めへの納得			面会交流取決めへの納得		
			納得している	納得していない	どちらともいえない	納得している	納得していない	わからない
協議離婚要件賛否	賛成	N	**129**	108	58	**110**	40	40
		%	**55.8%**	47.6%	40.0%	**58.8%**	37.7%	46.5%
	反対	N	30	**43**	17	19	**35**	8
		%	13.0%	**18.9%**	11.7%	10.2%	**33.0%**	9.3%
	わからない	N	72	76	**70**	58	31	**38**
		%	31.2%	33.5%	**48.3%**	31.0%	29.2%	**44.2%**
	Total	N	231	227	145	187	106	86
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表25は、*「離婚時に養育費の取り決めができない場合に、法定額養育費を決める（月額子ども 1 人 1 万円程度、差押えができる）という案が議論されています。これについて、あなたはどう思いますか？」*との問いについての回答を離婚形態別にクロス表で示している。法定養育費については、協議離婚した回答者グループの方が「良いと思う」と答える回答者が多かった（協議離婚グループで 27.6%、調停・裁判・和解による離婚グループで 22.5%）。全体的に「良いと思う」と「良いと思うが金額が少ない」で 9 割以上を占めており、一定額の養育費を法定すること自体には、肯定的な者が多いことがわかる。

図表 25　法定養育費案についての意見、離婚形態別（シングルマザーのみ）

		法定養育費賛否				
		良いと思う	良くないと思う	良いと思うが金額が少ない	わからない	合計
協議離婚	N	**285**	20	663	63	1031
	%	**27.6%**	1.9%	64.3%	6.1%	100.0%
調停・裁判・和解による離婚	N	259	20	**799**	71	1149
	%	22.5%	1.7%	**69.5%**	6.2%	100.0%
合計	N	544	40	1462	134	2180
	%	25.0%	1.8%	67.1%	6.1%	100.0%

この法定養育費賛否について、協議離婚した回答者のみ抽出し、養育費支払い状況ごとにクロス分析したものが図表26である。養育費を「全く支払われていない」「ほとんど支払われていない」と答えた回答者グループにおいて、法定養育費について「良いと思う」との回答が 3 割を超え、「全く支払われていない」回答者の肯定回答は、有意に多かった。やはり、養育費を全く支払われていない当事者には、養育費支払い義務の法定についてその必要性を強く感じる者が多いのであろう。

図表 26　法定養育費賛否と養育費支払い状況（協議離婚のシングルマザーのみ）

養育費支払状況		法定養育費賛否				
		良いと思う	良くないと思う	良いと思うが金額が少ない	わからない	合計
定期的に支払われている	N	94	5	**277**	6	382
	%	24.6%	1.3%	**72.5%**	1.6%	100.0%
不定期だが支払われている	N	23	1	**80**	5	109
	%	21.1%	0.9%	**73.4%**	4.6%	100.0%
ほとんど支払われていない	N	25	0	41	3	69
	%	36.2%	0.0%	59.4%	4.3%	100.0%
全く支払われていない	N	**130**	12	225	40	407
	%	**31.9%**	2.9%	55.3%	9.8%	100.0%
その他	N	13	2	40	9	64
	%	20.3%	3.1%	62.5%	14.1%	100.0%
合計	N	285	20	663	63	1031
	%	27.6%	1.9%	64.3%	6.1%	100.0%

（2）　進学先について話し合うことについて

図表 27 は、*「もし、お子さんの高校や大学の進学先などを決める際に双方で話し合って進学先を決めることが義務付けられるとしたら、あなたは賛成ですか、反対ですか？」*という問いに対する離婚形態別のクロス表である。回答者全体として、75%を超える者が「反対・どちらかといえば反対」と回答しているものの、離婚形態別では、調停・裁判・和解による離婚グループの方が「反対・どちらかと言えば反対」が多く、協議離婚グループの方が「賛成・どちらかといえば賛成」が多かった。

図表 27　離婚形態ごとの進学双方関与義務付けへの賛否（シングルマザーのみ）

		進学双方関与義務づけられたら			
		反対・どちらかといえば反対	よくわからない	賛成・どちらかといえば賛成	合計
協議離婚	N	769	153	**112**	1034
	%	74.4%	14.8%	**10.8%**	100.0%
調停・裁判・和解による離婚	N	**907**	151	92	1150
	%	**78.9%**	13.1%	8.0%	100.0%
合計	N	1676	304	204	2184
	%	76.7%	13.9%	9.3%	100.0%

これは、既にみてきた通り、協議離婚した回答者の中には、離婚後も子どもの養育については元配偶者と話し合う関係が継続している者が一定程度いることが影響しているのであろう。実際、協議離婚グループの方の中で、「進学先について話し合いができるかどうか」の回答ごとに進学への双方関与義務付けの賛否を分析したところ、元配偶者と「話し合える」「何とか話し合える」と答えた者の中には、双方関与義務付けに賛成・どちらかといえば賛成と答えた回答者が有意に多かった。ただし、元配偶者と進学先について話し合いができると答えた回答者の中でも、進学先決定にあたっての双方関与の義務付けについては賛否が拮抗している。結局、元配偶者との現在の関係性により、子ども

の進学先などについても話し合いができるかどうかは大きく異なってくるのであり、これを義務付けた場合の、子どもの進学先について「元配偶者と話し合えない・全く話し合えない」当事者（本調査では回答者全体の 77.6%を占める）がどのような負担を負うことになるのかを慎重に検討する必要がある。

図表 27　進学先話合いできるかと双方関与義務付け賛否（協議離婚したシングルマザーのみ）

進学先話し合いできるか		進学双方関与義務づけられたら			
		反対・どちらかといえば反対	よくわからない	賛成・どちらかといえば賛成	合計
話し合える・何とか話し合える	N	38	22	**36**	96
	%	39.6%	22.9%	**37.5%**	100.0%
わからない	N	71	55	**46**	172
	%	41.3%	32.0%	**26.7%**	100.0%
話し合えない・全く話し合えない	N	**660**	76	30	766
	%	**86.2%**	9.9%	3.9%	100.0%
合計	N	769	153	112	1034
	%	74.4%	14.8%	10.8%	100.0%

（3）　重要な医療について話し合うことについて

*「離婚後等の共同親権のひとつとして、「重要な医療（お子さんのワクチン接種、手術、歯列矯正など）を受けるときに、親双方で話し合って治療を決めなければならない」と法律で決められるとしたら、あなたは賛成ですか、反対ですか？」*との問いに対しては、離婚形態にかかわらず、8 割以上が「反対」「どちらかといえば反対」と答えている（図表 29 参照）。離婚形態による回答の有意差は確認されなかった。

図表 29　医療双方関与義務付けへの賛否（シングルマザーのみ）

		医療双方関与義務づけられたら			
		反対・どちらかといえば反対	よくわからない	賛成・どちらかといえば賛成	合計
協議離婚	N	843	135	56	1034
	%	81.5%	13.1%	5.4%	100.0%
調停・裁判・和解による離婚	N	964	121	65	1150
	%	83.8%	10.5%	5.7%	100.0%
合計	N	1807	256	121	2184
	%	82.7%	11.7%	5.5%	100.0%

実際、*「あなたは、お子さんが新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種を受けるか否かを決める際に、別居親と協議をしましたか？」*の問いに対して、シングルマザーの 88%が協議をしていないと回答しており、またその理由として、「全く連絡をとっていない or 連絡できないから」と約 45%が答えている。この結果からしても、医療について双方が関与することは現実的に難しい当事者が多いことがうかがえる。また、興味深いのは、協議離婚した回答者グループで、進学先について

元配偶者と「話し合える・何とか話し合える」と回答した者であっても、ワクチンについては「協議しなかった」が 70%を超えていたことである。日頃子どもと接していない別居親と重要な医療について有益な協議をすること自体が現実的に想定し難いということかもしれない。

（4） 共同親権について

「お子さんの住所を決める時に、親権をもつ別居親の了解を得ないと転居ができなくなることに、あなたは賛成ですか、反対ですか？」

「あなたがもしも、これから離婚するとした場合、教育や重要な医療などの重要事項について別居親と共同で決める「共同親権制度」を選択したいですか？」

「あなたは調停や話し合いの場で、共同親権の選択を相手側から強く迫られたときに、単独の親権にしたいと主張し続けることができると思いますか？」

については、離婚形態による違いはほぼ見られなかった（図表30）。居場所指定については、約 9 割が反対しており、共同親権の選択についても 8 割が「選択しない・どちらかというと選択しない」と答えた。また、単独親権を主張し続けられるかについては、約 6 割が「主張し続けられる・たぶん主張し続けられる」と答えているものの、約 15%は「主張し続けられない・たぶん主張し続けられない」と答えている。

図表 30 居場所指定・共同親権選択の意向・単独親権主張し続けられるか

		居所指定の賛否			共同親権制度を選択したいか			単独親権を主張し続けられるか		
		反対・どちらかといえば反対	よくわからない	賛成・どちらかといえば賛成	選択しない・どちらかというと選択しない	よくわからない	選択する・どちらかというと選択する	主張し続けられる・たぶん主張し続けられる	わからない	主張し続けられない・たぶん主張し続けられない
協議離婚	N	920	88	26	829	145	60	487	207	135
	%	89.0%	8.5%	2.5%	80.2%	14.0%	5.8%	58.7%	25.0%	16.3%
調停・裁判・和解による離婚	N	1023	103	24	964	135	51	607	209	147
	%	89.0%	9.0%	2.1%	83.8%	11.7%	4.4%	63.0%	21.7%	15.3%
合計	N	1943	191	50	1793	280	111	1094	416	282
	%	89.0%	8.7%	2.3%	82.1%	12.8%	5.1%	61.0%	23.2%	15.7%

*「あなたは離婚時や子の認知のときに、父母が共同親権者となることに関し、以下の中のどれに賛成ですか？」*との問いに対しては、協議離婚した回答者グループの方が、「共同親権者となる制度」を選択した者が多いが、それでも 11.4%である（図表31参照）。また、回答者全体の約 6 割が、現状の制度が良いと回答しており、「わからない」が約 30%いることは注視すべきである。選択的な共同親権制度を導入するとしても、現状においては、当事者に自己決定するための十分な知識がないことがうかがわれ、制度導入にあたってはその前提として様々な手当て（相談窓口の設置や、法律専門家へのアクセスの促進など）が必要であろう。

図表 31　共同親権に関する制度への賛否（シングルマザーのみ）

		離婚時や子の認知のときに、父母が共同親権者となることに関し、以下の中のどれに賛成ですか			
		離婚後や子の認知の際、父母双方が共同親権者となる制度	現在の法律を変えず、離婚後や子の認知のときは、父母の一方のみ親権者となる制度	わからない	合計
協議離婚	N	**118**	598	318	1034
	%	**11.4%**	57.8%	30.8%	100.0%
調停・裁判・和解による離婚	N	85	**738**	327	1150
	%	7.4%	**64.2%**	28.4%	100.0%
合計	N	203	1336	645	2184
	%	9.3%	61.2%	29.5%	100.0%

図表 32 は、共同親権制度への態度を現在の元配偶者との関係性ごとに示したものである。やはり現在「子育て以外のことでもよく連絡をとりあう」、「子育てに関しては十分に協力」、「子どものことで話し合いをすることがある」当事者は、それ以外と比較すると、共同親権制度の選択に肯定的な回答者が多い。ただし、元配偶者と円滑なコミュニケーションが取れていると答えた回答者自体が全体で約 10%程度であったことには注意が必要である（図表8参照）。

図表 32　現在の関係性と共同親権制度への賛否（シングルマザーのみ）

現在の関係性		認知時共同親権賛成		
		離婚後や子の認知の際、父母双方が共同親権者となる制度	現在の法律を変えず、離婚後や子の認知のときは、父母の一方のみ親権者となる制度	わからない
子育て以外のことでもよく連絡をとりあう	N	**8**	13	8
	%	**27.6%**	44.8%	27.6%
子育てに関しては十分に協力	N	**19**	24	13
	%	**33.9%**	42.9%	23.2%
子どものことで話し合いをすることがある	N	**25**	48	37
	%	**22.7%**	43.6%	33.6%
必要最小限のやり取りのみ	N	91	583	272
	%	9.6%	61.6%	28.8%
数年間連絡を取っていない	N	71	670	345
	%	6.5%	61.7%	31.8%
その他	N	20	173	65
	%	7.8%	67.1%	25.2%
Total	N	234	1511	740
	%	9.4%	60.8%	29.8%

6.　調査に表れた協議離婚の当事者の状況と、協議離婚で「協議できた当事者」、「協議できなかった当事者」、「DV により離婚した当事者」の意見

（1）　調査に表れた協議離婚の当事者の全体状況

図表 33 は、今回の調査に表れた協議離婚の当事者の全体状況をポンチ絵でまとめたものである。元配偶者との現在の関係性を含め、その実情は実に多様であることがわかる。元配偶者と全く連絡を取っておらず、養育費も受け取らず、面会交流も一切行っていない当事者もいれば、離婚後も良好

な親としての関係を保っている当事者もいる。ただし、全体としては、養育費の取り決めがあり、かつその通りに養育費を受け取っている者（協議離婚当事者全体の 37%）、面会交流の取り決めがあり、それを子どもにとって良い影響があると捉えている者（協議離婚当事者全体の 15.1%）は、回答者全体の中では少数であることが目を引く。

図表33　協議離婚の当事者の養育費・面会交流に関する状況

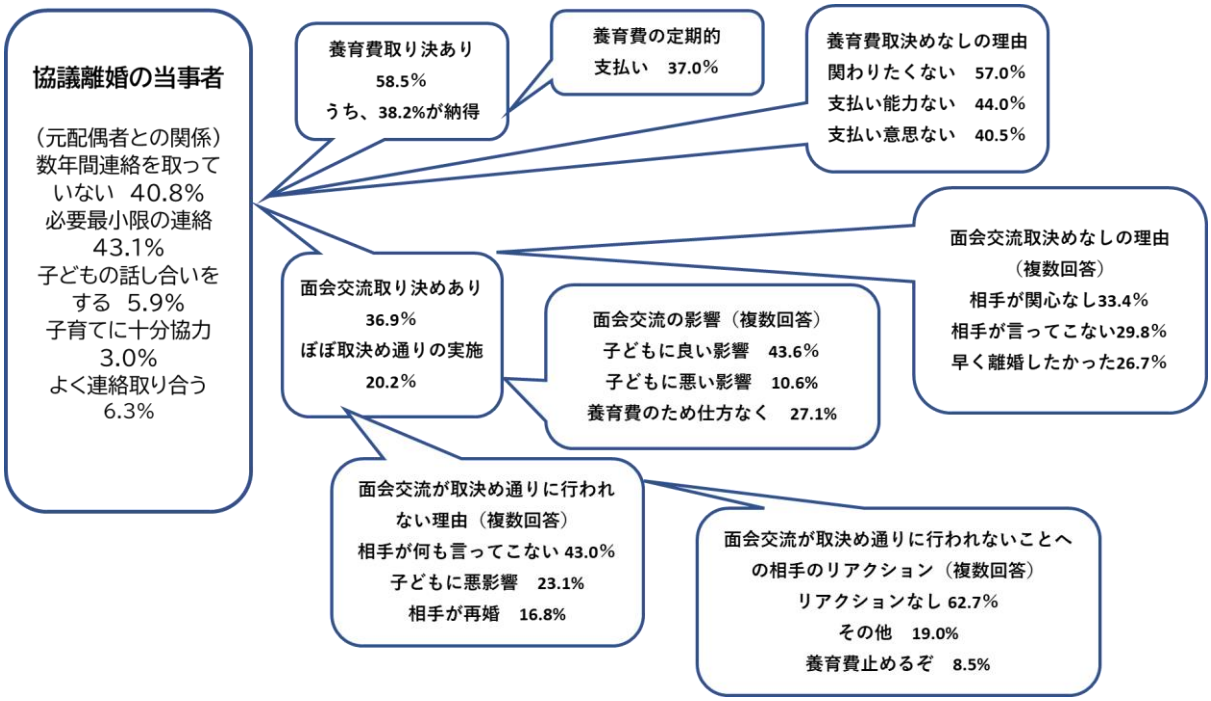

（2）　「協議できた」協議離婚の当事者

協議離婚したシングルマザー1034 名のうち、養育費の取り決めと面会交流の取り決めの両方に「納得している」と答えた回答者は、96 名（9.3%）しかいない。もっとも、この 96 名についても、元配偶者との現在の関係は、「数年間連絡をとっていない」が 20.8%、「最小限のやり取りのみ」が 52.1%であった。これらの人たちは、離婚協議に要件を課すことに賛成が 62.5%、「わからない」が 24%、「反対」は 15.4%である。自身の経験から、取り決めの有効性を肯定している人が多いと考えられる。

進学先決定にあたる双方関与については、「反対・どちらかといえば反対」が 74.0%、「よくわからない」が 11.5%、「賛成・どちらかといえば賛成」が 14.6%であった。医療決定への双方関与についても同様の傾向であり、「反対・どちらかといえば反対」が 75.0%、「よくわからない」が 13.5%、「賛成・どちらかといえば賛成」が 11.5%であった。居所指定については、「反対・どちらかといえば反対」が 87.5%、「よくわからない」が 7.3%、「賛成・どちらかといえば賛成」が 5.2%と反対が多い。すなわち、これらの最も「協議できた」協議離婚の当事者においても、現在検討されている進学先への双方関与、医療決定への双方関与、居所指定については少なくとも約 75%は反対と回答し、そもそも元配偶者と連絡を取っていない者が 20%もいた。

（3） ほとんど協議できなかった協議離婚の当事者

他方、協議離婚したシングルマザー1034 名のうち、養育費の取り決めと面会交流の取り決めの両方についていずれも取り決めがないと答えた回答者は、289 名（27.9%）である。これらの回答者については、元配偶者との現在の関係は、「数年間連絡をとっていない」が 52.9%、「最小限のやり取りのみ」が 34.6%であった。

これらの人たちは、離婚協議に要件を課すことに「賛成」は 31.3%、「わからない」が 47.8%、「反対」は 20.8%であった。協議をせずに「協議離婚」をした当事者たちは、要件を課されることについての具体的な創造力が及ばず、その賛否の判断がまだできない人が多いのではないか。進学決定の双方関与義務付けについては「反対・どちらかといえば反対」が 70.9%、医療決定への双方関与についても「反対・どちらかといえば反対」が 80.6%、居所指定については「反対・どちらかといえば反対」が 89.3%を占めた。

（4） 暴力が理由で離婚した協議離婚の当事者

離婚の理由として「暴力」を選択した当事者は、187 名（協議離婚したシングルマザーのうち、18.1%）である。これらの当事者は、元配偶者と「数年間連絡をとっていない」が 49.7%、「最小限のやり取りのみ」が 32.1%であった。養育費については、「定期的に支払われている」が 29.4%に対し、「全く支払われていない」が 49.2%である。面会交流は「取り決めはなく、面会交流もおこなわれていない」が 48.1%である。協議離婚への要件付けについては、「賛成」が 44.9%、「反対」が 18.2%、「わからない」は 36.9%である。

進学決定にあたっての双方関与の義務付けについては、「反対・どちらかといえば反対」が 77%であり、そもそも進学先について話し合い出来るかについては、80.7%が「話し合えない・全く話し合えない」と答えている。DV 経験者の場合には、賛成・反対以前に、元配偶者と対等に子どものことを話し合うこと自体が現実的に困難な場合が多いであろう。

医療決定への双方関与についても、「反対・どちらかといえば反対」が 85.6%、居所指定についても「反対・どちらかといえば反対」が 87.7%と反対が多い。単独親権を主張し続けられるかについては、「主張し続けられる・たぶん主張し続けられる」が 58.4%であるのに対して、「わからない」が 27.5%、「主張し続けられない・たぶん主張し続けられない」が 14.1%であった。

（4）まとめ

以上の検討からすると、最も協議して協議離婚をしたと思われるグループであっても、現在提案されている進学先決定への双方関与、医療決定への双方関与、居所指定については否定的な見解が多いことは注目に値する。また、ほとんど協議できないで協議離婚した当事者には、現在の提案自体に具体的な想像力を持って考えることすら難しそうである。さらに、DV 経験者にとっては、元配偶者と対等に協議をすること自体が現実的に極めて難しいことについては特段の配慮が必要であろう。

これまで日本の離婚の 9 割を占める協議離婚については、その実態がほぼブラックボックスとなっ

ていた。今なおすべての状況を明らかにすることは不可能であるが、本調査では、シングルマザーの離婚当事者の状況について、少なくとも部分的には明らかにすることができたと考える。その実態は極めて多様であり、現在の元配偶者との関係性によって、養育費や面会交流への態度も大きく異なっている。平たく言えば、上手くいっている当事者は何の義務付けや取り決めもなくとも上手くいっている一方で、元配偶者と完全に音信不通となっている当事者も相当数存在する。養育費の支払い状況、面会交流実施状況、その背景にある事情のいずれもが実に様々である。離婚法制は原則としてこれらの全ての、様々な協議離婚の当事者に影響を与えるものであるから、子どもの最善の利益を考えた際に、法的な強制力を伴う制度の導入がどこまで有効であるのか、実態に即した慎重な検討が必要と考える。

以上